

令和6年度使用県立高等学校用教科用図書の採択方針

県立高等学校の教科用図書の採択は、各学校が以下の項目を踏まえて選定した教科用図書の報告を受け、県教育委員会がこれを行う。

- 1 教科用図書の選定に当たっては、令和6年度使用高等学校用教科書目録に登載されているもののうちから、選定すること。

なお、学校設定教科・科目等の教科用図書の選定において、令和6年度使用高等学校用教科書目録に適切な教科用図書が登載されていない場合には、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（岐阜県立高等学校管理規則第11条において「準教科書」とされる教科用図書）を選定することができる。この場合には、岐阜県立高等学校管理規則第11条により、県教育委員会に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 教科用図書の選定に当たっては、同一の課程・学科内にあって単位数を同じくする科目について、一種の教科用図書を選定するようにするとともに、毎年度変更することがないように、学校統合等特別な場合を除き、原則として2年間は同種の教科用図書を選定すること。

- 3 教科用図書の選定に当たっては、教科書選定委員会を設け、自校の編成する令和6年度教育課程に最も適合する教科用図書を選定すること。

なお、教科書選定委員会は、校長を長とし、副校長、教頭並びに各教科・科目の教科用図書を調査・研究及び選定するのに適当な職員及び学識経験者等の中から、校長が委嘱する委員をもって組織すること。ただし、教科用図書の編著作に関与した者及び教科用図書発行者が主催する教科用図書に関する会議等に参加した者は委員になることはできない。

- 4 教科用図書の選定に当たっては、教科書センターの展示や文部科学省の集録した「編修趣意書」等を十分活用し、教科用図書の比較研究を十分に行い、教科書選定委員会において慎重に審議すること。

- 5 教科用図書の選定に当たっては、公正確保に努めるとともに、教科用図書発行者の勧誘、宣伝行為による影響によって左右されることのないようにすること。

- 6 教科用図書の選定に当たっては、文部省発行の「教科書採択事務取扱要領」（平成3年3月）及び岐阜県教育委員会発行の「県立高等学校用教科書選定・採択事務扱いの手引」（令和5年度版）に記載されている事項に十分留意すること。